

58 明治13年1月13日 菊池長閑

十三年第一号一月十三日

新年之佳嘉愛度申納候也先以無事迎年と祝候此地ニ於ても自家

ハ勿論近親まで同風加年大慶寵在候お波も無異ニ勤居候安心可

有之候昨冬已來寒冷甚薄折々雨ると催し殊更年明三四日までハ
日向ニ居れハ終日炬籠ハ勿論火鉢なく共凌能程なり路次も准て
春向之如く深泥にて年礼回勤何れも不早俄取六日寒入此日より
過日寒氣増され共例年ニ比すれハ凌能し准而雪も甚薄く昨今旧
ノ十二月差入なれハ此後ハ難計けれ共唯今分ヲ以考れハ薄雪ら
しく思はるゝ昨年末ニ至而も米之価七斗ニ付五円拾錢位格別騰
貴是か為メか市中も賑敷事なし勿論我住む所などハ寂々たれハ
例之口占ニ

筋鉄をうつ入口の引戸さへ静に年ハ
暮にけるかな

年明ケ一日の朝雪ふれハ

年立てふりし軒の白雪も今朝珍

ら敷はしめなりけり

第十三号十一月九日附達せり幼婦之仕業扱々文明國にハ似かな
き事なりされとはが為メニ文明を害するにもなく徳行を妨と云
ふ訳てもなけれハ打任せて可也ケ様ナ些細之事まで彼是と世話

するハ何にも行届とか又ハ一ツ之威を示之内策又我等か来てから土地之風も開作シタと云外聞之種にする癖ならん所謂田舎官吏千里同風なり五節句也地獄之釜位ハ幾位喧いふとも聞なし地租や諸税ハ人民之勝ゆるを深く心配する様ニいたしたし公納之金高を御奉公と心得る様ニも聞ゆれハ是ハ以之外ニ候当年ハ地租改正之期ニ当り候昨年より種々巷説あり遣り過してハ如何なる軸なし之岩手人民も或ハ竹鎧突出さぬともいはれましく思はるゝ

ホストン府下之商店景況も委敷記被越毎度珍ら敷新聞ニ候上町と下町と區別して常住と商店ニ分け置ハ却而二重之入費と被考に如何なる弁利あるや不解床や之看板始メテ解せたり昨冬内丸にて興行手品遣ひニ粟のもゆるを食ふ業ありと是ハ今度申越たる芝居にて火事之仕懸と同然なるべしと發明せり右手品之中一本之ヒンより見物人之注文之酒幾種も出すと其仕方コップ四ツ斗盆ニ載せ見物人之前エ持來り好を承り譬ハ一人ハ麦酒といへば直其場にてコップヘ麦酒をつき又壺人ハブドウといへば直同瓶よりフトウ酒出し又一人泡盛といへハ夫をも同瓶より出し又日本酒と好めハ直其酒を盛りたるよし其種類呑たる者より聞ニ如何にも注文之酒ニ相違なしと濁れる物ハならぬとて廿酒ハ断たるよし毎人モ業を奇なり云はざる者なく扱何か聞度事あらハ可申遣様申越考たれ共指當是と云義も案も付す製造物ニハ種はあれ共中々樂み半分ニ參り間敷其中ニ我等か養生にも成趣なれハ小造りにも出来る物ならハ麦酒葡萄酒サンハン酒なり麦酒ハ□□にて製たる事あれ共沸騰薄く且不風味也葡萄ハ県庁ニ課に

て製すれ共酒石酸を抜事を知らぬ由にて只酸味のみありて舶來の如く滋味なしサンハンハ梨子ノ実ヲ以て製する物と聞居れり

果て左様ならハサンハンに製する種類ハ不分共東京近在る產す

る水梨子の如き者ならハ只今にてハ此地にても産す且我園中に

も七八本あれハ試度もの也又家内共ハ例之通機織するに付染粉

之製を覚度也其種類色々あるが此元売買ニハ紅紺茶葉之四種な

り是に木綿或ハ羅沙杯の毛織物に染て絹布ニ不染あり又絹布ニ

染る物ハ木綿又ハ毛織物ニハ決而不染元より其製異物と見えた

り昨年春より心懸納も織出居れハ両様共ニ覚たき物や其品たる

や薬研にて押たる物のゝ種細末と云ふニあらね共皆紛なり是を

用ゆニ焼酎にて漬溶解したるを待て染品十分ひたる程水を加く

染る也紅ハ紅花ヲ以製たる紅染也其余之色も可驚鮮色也第一紫

ハ水を満して色変らす此染色ハ右四色ニ不限幾種にても製度も

の也」最早当年と明てハ一日暮せハ一日大婦朝ニ近く成り御祖

母様御始待に勇敷相成候政國等が職業の種ニ可成事見聞あらハ

心得居土産ニ教示可致候余ハ此次ニ可申入候也

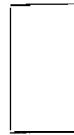
武夫殿

長閑

(封筒表)

「米國ホストン府

菊 池 武 夫 殿



(消印2) (消印3)

(封筒裏)

「大日本岩手縣陸中國盛岡

外加賀野八十六番

菊池長閑
(消印4)
十二年第一月十四日發信

」

(武夫丸記)
「Mr. T. Kikuchi

c/o Gilbert Attwood Esq.
14 Merchant Exchange
Boston, Mass. U. S. A.

(済品一)

「盛岡・菊池・一・一三 盛岡」

(済品二)

「TOKEI 19 JAN JAPAN.」

(済品三)

「YOKOHAMA JAN 24 1880」

(済品四)

「SANFRANCISCO CAL. P. D. ALL FED 11」